

京都市消防局訓令乙第5号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成28年12月28日

京都市消防局長 杉本 栄一

第2条の次に次の1条を加える。

(条例第2条の2の国家公務員の例に準じて定める者)

第2条の2 条例第2条の2に規定する別に定める者は、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(同法第27条第4項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望する者として児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号中「実施を希望し、同法第24条第1項の規定による」を「利用に係る」に改める。

第4条第1項中「係る子」の右に「(同条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。)」を、「続柄」の右に「(当該子が同条第1項本文括弧書きに規定する者に該当する場合にあっては、その事実。以下同じ。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)